



横浜市立南台小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定の「いじめ防止基本方針」第二条より

② いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団にも、どのクラスにも、どの子にも起こる可能性がある身近で深刻な人権侵害である。いじめは決して許されない。いじめを防止するには、全教職員、保護者、地域の方々等がいじめに関する課題意識を共有するとともに、学校では、いじめを許さないという規範意識の向上や風土づくりが必要である。そのために、南台小学校では、いじめを「しない、させない、見逃さない」を共通認識とし、「だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくり」をめざしていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

- ・ 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭

※必要に応じて、心理や福祉の専門家（学校カウンセラー・SSW）の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・ 月に 1 回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった際は、直ちに開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題（いじめの疑いも含む）に取り組む中核の役割を担うもので、いじめ事案が発生した際には速やかに招集し、事実の確認・いじめ認知・対応策の話合い及びいじめ解消に向けての見守り・解消の確認を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

① いじめの未然防止

- いじめが起きにくい、いじめを許さない環境、風土づくり
- ユニバーサルデザインを取り入れた、誰にでもわかりやすい授業づくり
- アンケートの定期的な実施
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した活動の充実。

② いじめの早期発見

- いじめの相談・通報窓口（副校長、児童支援専任、養護教諭など）を設置し周知を図る。
- いじめの積極的認知。
- 児童の些細な変化を見逃さない。
- 全教職員が、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報を共有する。
（毎月の職員会議、部会、定期的な打ち合わせ、等）
- いじめについてのアンケートの実施→確認

③ いじめに対する措置

《いじめを受けている・発見したとの連絡があった場合》

～具体的対応～

- いじめ防止対策委員会を開き、いじめの認知と組織対応の方針を決定する。
- 基本対応を行う。（以下4つの要件）
 - ・当該児童からの聞き取り。・当該児童保護者へ連絡。
 - ・関係児童への聞き取り及び指導。・関係児童保護者への連絡。
- 再度いじめ防止対策委員会を開き情報共有し、記録（事実や対応）を確認する。
- いじめを受けた被害児童の継続的な見守りと、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの背景、事情、心情を汲み取りながら、再発防止に向けて継続的な指導、支援を行う。
- 職員間で情報共有し、翌日以降の対応について確認する。
- 未然防止をめざした体制を整える。

～中、長期的な対応～

- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用等）
- 報告及び情報交換の実施
- 児童が気軽に相談できる機会の設定や窓口づくりや学校カウンセラーの活用
- 南部学校教育事務所、子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察地域課・生活安全課、スクールサポーターなど関係諸機関との連携を図る。
- いじめを否定する児童間の風土づくり
- 次年度への引き継ぎ

④ いじめの解消

- ・次の2つの要件が満たされていると確認できた時、いじめの**解消**と判断する。
 - いじめに関わる行為が少なくとも3か月止んでいること。
 - 当該児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめ解消に至らない段階では、安全・安心を保証し、学校いじめ防止対策委員会において解消に至るまでの対応プランを策定し実行する。

⑤ 教職員の研修

いじめ問題に、全職員、学校全体で取り組むために、教職員が自ら資質や専門性を高めるとともに、チームとして対応するための一致した方針や実態の認識をもつことが必要である。そのために、研修会を実施し、教職員一人ひとりが、いじめ問題に対する認識や取組姿勢、日頃の取組について、改めて自

己点検を行うとともに、研修の中で全職員が共通の認識をもつことができるようにする。

⑥ 学校運営協議会等の活用

□「学校・家庭・地域連携事業」「地区懇談会」「まちとともに歩む学校づくり懇話会」などで関係機関や地域の方からの情報を収集し、いじめの早期発見につなげる。

□いじめなど、学校が抱える問題等を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取り組みの年間計画

月	取 組 内 容	
4 月	年間計画の確認・引継ぎ	入学式・学年開き いじめ防止対策委員会
5 月	特別支援教育についての検討 教育相談のお知らせ いじめ早期発見のための記名式アンケート実施	いじめ防止対策委員会
6 月	学校生活アンケート実施・YP アンケート実施	いじめ防止対策委員会
7 月	横浜子ども会議（ブロック）	個人面談 いじめ防止対策委員会
8 月	横浜子ども会議（区） 専任教諭夏季研修に基づく校内研修	いじめ防止対策委員会
9 月	YP アセスメント	いじめ防止対策委員会
10 月	SOS、自殺予防研修	いじめ防止対策委員会
11 月	学校生活アンケート実施、分析、対応	いじめ防止対策委員会
12 月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・相談）	個人面談 いじめ防止対策委員会
1 月	YP アセスメント	いじめ防止対策委員会
2 月	次年度の学級編制に関わる情報共有	いじめ防止対策委員会
3 月	年間の振り返り・新年度の引き継ぎ	いじめ防止対策委員会

4 重大事態への対応

① 重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

② 発生の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視野に入れた調査を行う。調査の結果を直ちに教育委員会に報告する。

④ 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実を報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを検討し、措置を講じる。

平成 26 年 3 月 20 日策定

平成 30 年 2 月 26 日改訂

平成 31 年 2 月 21 日改訂

令和 2 年 2 月 20 日改訂

令和 3 年 3 月 11 日改訂

令和 4 年 3 月 22 日改訂